

(通関)委任状とは？

通関業者である弊社は御社から委任を受けて御社の代理として通関業務を行ないます。委任状は通関における委任関係を証明する書類です。通関業者には輸出入者からの委任状を取得することが通関業法により義務付けられています。

年 月 日

作成日をご記入ください。

サンキュウエアロジスティクス株式会社 御中

委任状内容にご同意頂きましたら、日付(最初の貨物を発送した日)・御社住所・御社名を記入願います。
また、御社の社印(角印)を押印したものを下記宛先まで送付願います。

〒104-0054
東京都中央区勝どき6-5-3 山九第2ビル
山九株式会社 SBYコールセンター
SBYコールセンター カスタマー係 宛

既に弊社(山九株式会社)の他支店などに通関委任状を提出されているお客様については、今回の提出は不要です。

(委託者)

住所 東京都中央区勝どき6-5-23
社名 エービーシー株式会社

社印(角印)

委 任 状

弊社は貴社に対し、弊社貨物に関する下記事項を委任致します。

記

1. 通関業法第二条第一号に規定する通関業務
2. 通関業法第七条に規定する関連業務

但し、本委任状の有効期限は発効日より2年間とする。

以上

年 月 日

山九株式会社 御中

(委託者)

住所

社名

委 任 状

弊社は貴社に対し、弊社貨物に関する下記事項を委任致します。

記

1. 通関業法第二条第一号に規定する通関業務
2. 通関業法第七条に規定する関連業務

但し、本委任状の有効期限は発効日より2年間とする。

以上

年 月 日

サンキュウエアロジスティクス株式会社 御中

(委託者)

住所

社名

委 任 状

弊社は貴社に対し、弊社貨物に関する下記事項を委任致します。

記

1. 通関業法第二条第一号に規定する通関業務
2. 通関業法第七条に規定する関連業務

但し、本委任状の有効期限は発効日より2年間とする。

以上